

(仮 訳)

本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

注意書き :

原文はインドネシア語で記載され、その後、英語に翻訳される。両バージョン間に不一致がある場合は、インドネシア語版が優先されるものとする。

外国ハラール認証登録サービスの実施手続きに関する
ハラール製品保証実施機関長官命令 2023 年第 90 号

全能の神のご加護により

ハラール製品保証実施機関長官は、

下記を考慮し、

- a. 認証の相互承認に協力している外国のハラール認証機関がハラール認証を発行した外国ハラール製品は、インドネシアでの流通に先立ち BPJPH に登録されなければならないこと。
- b. 上記 a.で意図される考慮事項に基づき、外国認証登録サービスの手続きに関するハラール製品保証実施機関長官命令を定める必要があること。

下記に従い、

1. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号(インドネシア共和国官報 2014 年第 295 号、インドネシア共和国官報補遺第 5604 号)
2. 雇用創出に関する法律代替政令 2022 年第 2 号の法律化に関する法律 2023 年第 6 号(インドネシア共和国官報 2023 年第 41 号、インドネシア共和国官報補遺第 6858 号)
3. ハラール製品保証の実施に関する政令 2021 年第 39 号(インドネシア共和国官報 2021 年第 49 号、インドネシア共和国官報補遺第 6651 号)
4. 宗教省に関する大統領令 2023 年第 12 号(インドネシア共和国官報 2023 年第 11 号)
5. ハラール製品保証のための国際協力に関する宗教大臣令 2022 年第 2 号(インドネシア共和国官報 2022 年第 6 号)
6. インドネシア共和国宗教省の組織及び業務手順に関する宗教大臣令 2022 年第 72 号(インドネシア共和国官報 2022 年第 955 号)

下記を規定することを決定した。

外国ハラール認証登録サービスの実施手続きに関するハラール製品保証実施機関長官

命令

- 第一 この決定の不可分な一部を構成する付属書に記載するとおり、外国ハラール認証登録サービスの手続きに関する指針を定める。
- 第二 本命令は、制定日から発効するものとする。

2023年11月15日ジャカルタにて規定
ハラール製品保証実施機関長官

署名

MUHAMMAD AQIL IRHAM

付 属 書

外国ハラール認証登録サービスの実施手続きに関するハラール製品保証実施機関
長官命令 2023 年第 90 号

外国ハラール認証登録サービスの実施手続き

第 I 章 序 章

A. 背 景

ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号に従い、インドネシアに輸入される外国ハラール製品は、国内製品に関する規則において規制される条件の適用を受けるが、前記製品については、ハラール製品保証実施機関(BPJPH)とハラール認証相互承認の形で協力している外国のハラール認証機関によってハラール認証が発行されている場合に限り、ハラール認証の申請を義務付けられない。したがって、ハラール認証は、インドネシアでの流通に先立って BPJPH による登録を受けなければならない。

上記の規制に対応するため、外国ハラール認証登録サービスの手続きを整備する必要があり、この整備に際しては、これが政府の政策の方向性の決定要因となること、あるいは、本件にあっては、国外のビジネスアクター/輸入業者向けに特別に整備されるハラール製品保証実施機関からの政策の方向性の決定要因となることが考慮される。

B. 目的及び目標

1. 外国ハラール認証登録サービス手続きの策定は、以下のことを目的としている。
 - a. 外国ハラール認証登録サービスの質を向上させること。
 - b. 当該サービスの実施者に対し、顧客満足を重視した、利用しやすく迅速なサービスを提供するための指針を示すこと。
2. 外国ハラール認証登録サービスの実施により達成することが期待される目標は、最良のサービスを社会に提供することが可能となるよう、手続き、方法、規制遵守、及び当該サービスの管理に適合するサービス(BPJPH が実施するもの)を具体化することである。

C. 定義の制限/一般規定

本命令において、以下の用語の意味は、以下に記載するとおりとする。

1. ハラール製品保証(以下、HPA と略す。)とは、ハラール認証によって証明される製品のハラール性の法的確実性を意味する。
2. ハラール製品とは、イスラム法に基づきハラールと宣言された製品を意味する。

3. 外国ハラール認証機関(以下、FHCB と略す。)は、外国に本拠を置き、現地流通製品のハラール認証を検査、審査及び発行する権限を有する機関を意味する。
4. 外国ハラール認証とは、FHCB が発行するハラール認証を意味する。
5. ハラール認証相互承認に関する協力、又は相互承認協定(以下、MRA と略す。)とは、BPJPH と FHCB の間で締結されるハラール認証相互承認に関する協力協定を意味する。
6. 輸入業者とは、個人、機関又は事業体(法的主体の形態をとる者及び法的主体以外の形態をとる者の両方)であって、輸入を行う者を意味する。
7. 公式代理人とは、国外に所在する外国商事会社又は外国商事会社グループがインドネシア国内の代理人として指定した、インドネシア国民又は外国人を意味する。
8. ハラール製品保証実施機関(以下、BPJPH と略す。)は、HPA を実施するためにインドネシア政府が設立した機関である。
9. 機関長官とは、BPJPH の長官をいう。

第 II 章

サービス申請手続き

A. 要 件

1. 申請者は、外国ハラール認証の新規申請又は更新申請を、インドネシア国内の輸入業者及び/又は公式代理人を通じて、統合電子システムすなわち *Sistem Informasi Halal (SIHALAL)* というアプリケーションを用いて、書面により BPJPH に提出するものとする。
2. 申請時には、以下の必要書類を添付するものとする。
 - a. 外国ハラール認証登録申請書
 - b. 外国ハラール認証登録を申請するために指定された会社としての申請者に対し権利及び/又は権限を付与することに関する条項を記載した、本国の会社からの合意書形式の任命書
 - c. インドネシア国内の輸入業者及び/又は公式代理人からの事業許可番号 (*Nomor Izin Berusaha/NIB*)
 - d. インドネシアの関税地域に持ち込まれる製品の外国ハラール認証の写しであって、権限ある職員が署名した法的文書の形式により、在外インドネシア代表部で認証を受けたもの
 - e. 外国のハラール認証機関と BPJPH との間のハラール認証相互承認の協力文書(MoU/MoC/MRA)
 - f. インドネシアに輸入される品目のリスト(HS コードの番号が記載されているもの)

- g. 提出書類の正当性及び有効性を宣言する陳述書
 3. 必要書類が英語以外の言語で書かれている場合、申請には、当該文書の英訳版を含めるものとする。
 4. 申請者は、外国ハラール認証登録の有効期間が終了する 3 か月前までに更新提案を提出し、必要書類を添付して、外国ハラール認証の登録を更新するものとする。

B. サービスの流れ

1. 外国ハラール認証登録のサービスの流れは、以下の段階で構成される。
 - a. 外国ハラール認証登録申請の提出
 - b. 文書の完全性及び有効性の検査
 - c. 外国ハラール認証登録料の支払い
 - d. 外国認証登録番号の発行
2. 外国ハラール認証登録のサービスの流れは、本命令に添付するフローチャートに示すとおりとする。

C. サービス成果

1. 外国ハラール認証登録のサービスには、以下が含まれる。
 - a. 新規申請
 - b. 更新申請
2. 相談サービス
相談サービスは、オンライン機能(すなわちライブチャット)、コールセンター又は電子メールを使用して、申請者/一般市民に提供されるものとする。

D. 苦情、提案及びフィードバックの処理

ビジネスアクターは、サービス実施者に向けた、サービスへの不満に関する苦情、提案及びフィードバックを提出することができる。苦情、提案又はフィードバックは、メールアドレス: layanan@kemenag.go.id 宛に電子メールで提出することができる。

第 III 章 外国ハラール認証登録番号の発行及び取消

A. 外国ハラール認証登録番号に関する一般規定

1. 外国ハラール認証登録番号は、SIHALAL 申請を通じて発行され、BPJPH の長官の電子署名を付される。
2. 外国ハラール認証登録番号は、外国ハラール認証登録の全ての申請要件を満たした後に発行される。

3. 外国ハラール認証登録番号のフォーマットには、少なくとも、以下の記述が含まれる。
 - a. 外国ハラール認証登録番号発行機関
 - b. 申請者のデータ
 - c. FHCN の名称
 - d. FHCN の国名
 - e. 外国ハラール認証番号
 - f. 登録製品の名称
 - g. 外国ハラール認証登録番号
 - h. 発行場所及び発行日
 - i. 登録番号の有効期間
 - j. BPJPH の長官の署名
 - k. 一意の識別番号
4. 外国ハラール認証登録番号の有効期間は、外国ハラール認証機関が発行するハラール認証の有効期間に準拠するものとする。
5. ハラール認証相互承認に関する協力が終了した場合、外国ハラール認証の登録番号は、ハラール認証相互承認協力が更新されるまで無効となるものとする。

B. 外国ハラール認証登録番号の所有者の義務

1. BPJPH が外国ハラール認証登録番号を発行した後、インドネシア国内の輸入業者/公式代理人は、以下のことを行うものとする。
 - a. 有効で理解しやすい真実の情報を提供すること。
 - b. 登録番号を付与された外国ハラール認証データに変更があった場合、当該変更について BPJPH へ報告すること。
 - c. BPJPH が定めるハラール表示の包含に関する条件に従い、製品の包装、製品の特定の部位及び/又は製品の一定の部位において、ハラールラベルの隣に外国ハラール認証登録番号を記載すること。
 - d. 有効期間が終了した場合に外国ハラール認証登録番号を更新すること。
 - e. 提案された HS コード番号(HSCN)と税関総局の修正書に含まれる HSCN との間に不一致がある場合、HSCN を更新すること。
2. HS コード番号の修正によりハラール認証義務化製品から除外された場合、外国ハラール認証登録は不要とする。

C. 外国ハラール認証登録番号の取消

BPJPH は、以下の場合に、外国ハラール認証登録番号の取消を実行するものとする。

1. 外国ハラール認証相互承認協力の有効期間が終了し、更新されない場合
2. 外国ハラール認証の有効期間が終了した場合

3. 流通製品の提出データと監視結果の間に、文書不適合性及び/又は無効情報が発見された場合
4. 登録番号を付与された外国ハラール認証のデータの変更が、データ変更後に報告されない場合
5. 外国ハラール認証登録番号が、製品の包装、製品の特定の部位及び/又は製品の一定の部位に記載されない場合
6. 外国ハラール認証登録番号が有効期間終了後に更新されない場合
7. 輸入業者の権利及び権限の取消文書が見つかり、かつ/又は外国ハラール認証登録番号を有する製品の輸入業者としての協力が終了した場合
8. 外国ハラール認証の実施に関する違反が見つかった場合

第 IV 章
終 章

本サービス実施手続きにおいて規定されていない事項がある場合、適用法に従って改善が実施されるものとする。

ハラール製品保証実施機関長官

署 名

MUHAMMAD AQIL IRHAM

外国ハラール認証(FHC)登録フロー

